省　令

○農林水産省令第四十三号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

内水面漁業の振興に関する法律施行規則

内水面漁業の振興に関する法律第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記

協議会設置申出書

年　月　日

都道府県知事　殿

漁業権者の住所

漁業権者の名称及び代表者の氏名　　印

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十五条第一項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1　共同漁業権の免許番号
2　共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
3　協議会の構成員に加えるべき者
4　協議内容

以　上